

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
2月2日
(月曜日)

橋本地区		阿北地区	同一の単位とされ る集団の区域
		行政単位区域	行 政 单 位 区 域
萩市	萩市	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。)平成十五年五月一日における郡上村、山口市(平成二十一年三月五日における萩市並	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。)平成十五年五月一日における郡上村、山口市(平成二十一年三月五日における萩市並
十域に限る。)平成十七年三月五日における郡上村、山口市(平成二十一年三月五日における萩市並	十域に限る。)平成十七年三月五日における郡上村、山口市(平成二十一年三月五日における萩市並	十域に限る。)平成十七年三月五日における郡上村、山口市(平成二十一年三月五日における萩市並	十域に限る。)平成十七年三月五日における郡上村、山口市(平成二十一年三月五日における萩市並
五日における阿武郡阿東町の区域に一限月に限る。)平成二十一年三月五日における萩市並	五日における阿武郡阿東町の区域に一限月に限る。)平成二十一年三月五日における萩市並	五日における阿武郡阿東町の区域に一限月に限る。)平成二十一年三月五日における萩市並	五日における阿武郡阿東町の区域に一限月に限る。)平成二十一年三月五日における萩市並
九八〇・九八	九八〇・九八	一四二・〇六	(水源涵養保安 (林 クタール))
二七七・一四	二七七・一四	一三三一・五九	(保土砂流出防備 安林 クタール))

山口県告示第三十二号

令和八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和八年二月一日

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされ
る集団の区域

行政单位区域

村岡麻政

林法（昭和二十六年法律）

目次



○告示

森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）

1

山 口 県	同一の単位とされる集団の単区域	三 保健保安林			同一の単位とされる集団の単区域
		下関市	長門市	萩 市	
一三四・七〇	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)	一二・五七	一八・二八	二七・三六	四・三〇 (ヘクタール) の限度皆伐面積
		周南市	下松市	防府市	宇部市 の限度皆伐面積 (ヘクタール) の限度皆伐面積
		○・五〇	三・二八	三・九〇	○・一二 (ヘクタール) の限度皆伐面積
		岩国市	柳井市	平生町	上関町 の限度皆伐面積 (ヘクタール) の限度皆伐面積
		二・〇六	二・〇六	○・七二	九・〇二 (ヘクタール) の限度皆伐面積
				島周町防大	島周町防大 の限度皆伐面積 (ヘクタール) の限度皆伐面積
					一二・五〇 (ヘクタール) の限度皆伐面積

令和八年
二月二日
発印行刷

発行所
人

山口県知事
山口県